

前橋市安全で安心なまちづくり推進条例が制定されました

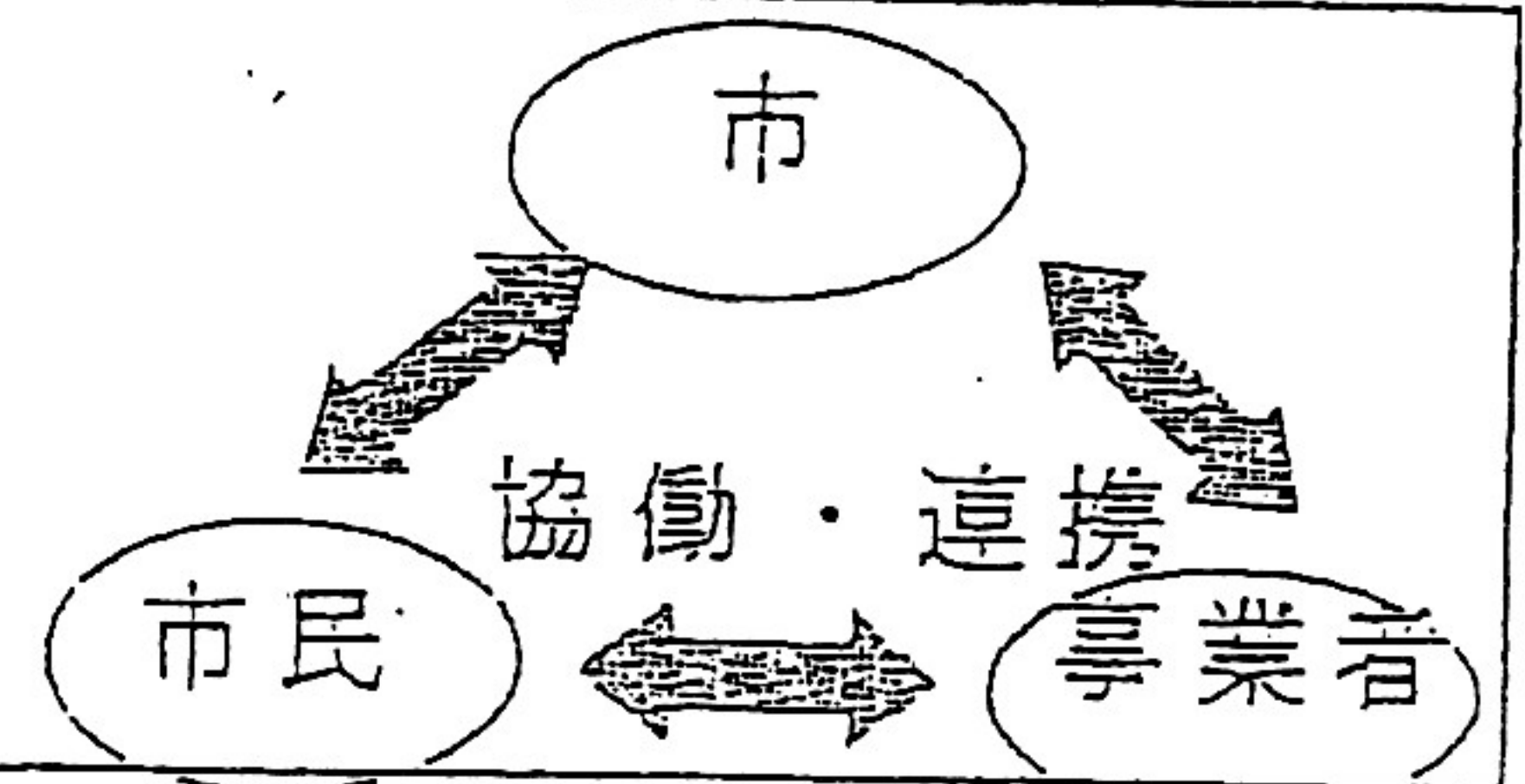
前橋市内でも犯罪の増加が深刻な問題となっています。市では平成17年12月12日「前橋市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。主な内容は下記のとおりです。

1 目的（第1条）

この条例は、犯罪被害を未然に防止して、市民が安全で安心に暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」）に関して必要な事項を定め、市民の防犯や安全に対する意識の高揚を図ることにより安全で安心な生活の実現を図ることを目的としています。

2 基本理念（第2条）

- ・安全で安心なまちづくりを推進するために、市、市民、事業者は、それぞれ密接な連携を図りながら、協働して行います。
- ・市、市民、事業者は、お互いが協力し合う良好なコミュニティを作っていきます。



3 市、市民、事業者の責務（第3条から第5条）

- 市は・・・
 - ・安全で安心なまちづくりに関する施策を実施します。
 - ・市民、事業者の自主的な防犯活動に対し助言、協力をします。
 - ・国、県、警察署、関係団体と密接な連携を行います。
- 市民の皆さんは・・・
 - ・犯罪に遭わないように、日常生活において安全の確保に努めて下さい。市の施策等への協力をお願いいたします。
- 事業者の皆さんは・・・
 - ・事業活動を行うに当たっては、安全の確保に努めて下さい。市の施策等への協力をお願いいたします。

4 推進体制の整備（第6条）

安全で安心なまちづくりを市民等と協働して推進いたします。

5 広報活動等（第7条）

安全で安心なまちづくりについての理解と関心を深めるために、広報活動や啓発活動を行います。

6 市民等の防犯活動に対する支援（第8条）

市民等の自主的な防犯活動を促進するために、必要な支援を行います。

7 まちの安全市民連絡会議の設置（第9条）

防犯に係る情報を共有し、協働して防犯活動の推進を図るために連絡会議を設置します。

8 表彰（第10条）

安全で安心なまちづくりの推進に著しく貢献したと認める個人、団体を表彰いたします。